

旧制度 第 21 回放射線治療専門医認定試験について

日本放射線腫瘍学会 理事長 平岡 真寛

日本医学放射線学会 理事長 杉村 和朗

下記のごとく、旧放射線科専門医制度規程に基づく第 21 回放射線治療専門医認定(旧二次)試験を行います。

これは、放射線医学ならびに臨床腫瘍学を理解した上で放射線科認定医資格を取得した者に対して、放射線腫瘍学に関する深い専門的知識と、放射線治療を研修中の放射線科医および他診療科医師を指導できる臨床能力を評価する試験で、日本医学放射線学会の二段階試験(認定医試験・専門医試験)のうちの専門医試験(放射線治療)に相当するものですが、昨年度より「放射線治療」で合格された方は、日本医学放射線学会および日本放射線腫瘍学会で「放射線治療専門医」として共同認定されることになりました。

受験希望者は、下記の受験資格に留意の上、必要書類を添えて期日までに出席して下さい。なお、「放射線治療専門医」を選択された方は日本医学放射線学会が行う「放射線診断専門医」試験の受験は認められません。また、すでにどちらかの部門に合格している方も原則として受験はできません。

記

| | |
|-------|---|
| 試験の期日 | 筆記試験 平成 24 年 8 月 17 日(金) |
| | 口答試験 平成 24 年 8 月 18 日(土) |
| 試験の場所 | 東京都内 |
| 試験の内容 | 1)放射線腫瘍学 2)放射線基礎医学ならびに放射線安全管理学 |
| 試験の方法 | 筆記試験および口答試験(平成 23 年 8 月 19 日施行の第 20 回筆記試験問題は日本医学放射線学会ホームページに掲載されています) |
| 受験手続 | 出願開始 平成 24 年 4 月 9 日(月) |
| | 締 切 平成 24 年 5 月 14 日(月) 必着 |

◎ 受験資格

次の各号のすべてに該当する者でなければ受験できません。

- (1) 日本医学放射線学会ならびに日本放射線腫瘍学会の会員であること
 - (2) 日本国の医師免許を有すること
 - (3) 医師法(昭和 23 年法律 201 号)第 3 条および第 4 条の規定に該当しないこと
 - (4) 日本医学放射線学会放射線科認定医認定試験(旧一次試験)合格者で、その後 2 年間以上、日本医学放射線学会の放射線科専門医制度の旧規程下で認定した修練機関もしくは協力機関、または新規程下で認定した総合修練機関もしくは修練機関において、治療を研修した者
- ◎ 放射線治療専門医試験に関しては、昨年度より放射線治療専門医制度規程に従い、両学会で構成する放射線治療専門医制度委員会が実施し、試験の運営は日本放射線腫瘍学会が行うことになりました。つきましては、受験を希望される方は、「放射線治療専門医試験願書」と左端に表記し自分の宛先(住所・氏名)を明記した返信用封筒(A4 サイズ、140 円切手貼付)を同封の上、

下記の日本放射線腫瘍学会事務局内「放射線治療専門医制度委員会」にお申込みいただければ、必要書類をお送りします。

- ◎ 出願に当たってご不明な点がありましたら、書面にて下記事務局内「放射線治療専門医制度委員会」宛、お問い合わせ下さい。

- ◎ 日本放射線腫瘍学会事務局

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-18-6 夏目ビル 3F

株式会社メディカルサプライジャパン内